

都市計画法第34条第4号の審査基準

市街化調整区域内において生産される農産物、林産物又は水産物（以下「農産物等」という。）の処理、貯蔵又は加工に必要な建築物については、次のとおりとする。

1 農産物等の処理又は加工

- (1) 原材料の過半が当該市街化調整区域における農産物等であり、かつ、当該生産地において処理又は加工する必要性があること。
- (2) 処理又は加工に伴い排出される廃物及び汚水の処理について衛生上及び環境上支障がないこと。

2 農産物等の貯蔵

- (1) 農産物等を当該生産地において貯蔵する必要性があること。
- (2) 農産物等の集出荷及び貯蔵のため継続的に使用される旨、農業協同組合等の証明があること。